



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年4月21日火曜日 第2058号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 県税の収納事務の委託.....               | 424 |
| 土地改良区役員の就退任の届出.....           | 424 |
| 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）..... | 425 |
| 新たな土地改良事業の施行の認可（4件）.....      | 425 |
| 建設業者の許可の取消し.....              | 425 |
| 土地改良区の管理規程の認可（8件）.....        | 426 |

### 監査公表

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 監査結果に基づく措置の公表（3件）..... | 433 |
|------------------------|-----|

### 選挙管理委員会告示

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 政治団体の設立の届出.....      | 435 |
| 政治団体の届出事項の異動の届出..... | 436 |
| 政治団体の解散の届出.....      | 438 |

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| 資金管理団体の届出.....                      | 439 |
| 資金管理団体の解散の届出.....                   | 439 |
| 資金管理団体の届出事項の異動の届出.....              | 439 |
| 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体..... | 439 |

### 公営企業告示

|              |     |
|--------------|-----|
| 落札者等の告示..... | 440 |
|--------------|-----|

### 公営企業公告

|               |     |
|---------------|-----|
| 医療機器の借入れ..... | 440 |
|---------------|-----|

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第561号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、県税の収納の事務を次のとおり委託した。

平成21年4月21日

愛媛県知事 加戸守行

| 受 託 者 |                | 委託した事務の範囲及び内容                                     | 委 託 期 間   |
|-------|----------------|---|---|
| 名 称   | 主たる事務所の所在地     |   |   |
| 新居浜市  | 新居浜市一宮町一丁目5番1号 | 受託者の本庁舎、川東支所及び上部支所における自動車税（平成21年度定時課税分に限る。）の収納の事務 | 平成21年4月1日から同年6月30日まで（納税の受付は、同年5月11日から同年6月10日まで） |

### ○愛媛県告示第562号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市神拝土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年4月21日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

就 任

| 役員の種類 | 氏 名   | 住 所          |
|-------|-------|--------------|
| 理 事   | 松本麻市  | 西条市明屋敷410-3  |
| "     | 高橋文一  | 西条市古川甲211    |
| "     | 山路伊勢男 | 西条市神拝甲420    |
| "     | 松本正一  | 西条市喜多川688    |
| "     | 白石磯高  | 西条市古川甲148-32 |
| "     | 上路利春  | 西条市樋之口115    |
| "     | 村上勝則  | 西条市喜多川466    |
| "     | 田坂徹   | 西条市喜多川476    |

|     |       |              |
|-----|-------|--------------|
| "   | 田坂太   | 西条市喜多川703-1  |
| "   | 田坂広志  | 西条市喜多川527    |
| "   | 田坂邦夫  | 西条市樋之口119-1  |
| "   | 井上省三  | 西条市樋之口217-10 |
| "   | 山地一美  | 西条市古川甲214    |
| "   | 矢野勇   | 西条市神拝甲225    |
| "   | 石川修司  | 西条市神拝甲119    |
| "   | 安永和秀  | 西条市喜多川178    |
| "   | 塩見久米馬 | 西条市明屋敷636    |
| 監 事 | 石川忠雄  | 西条市喜多川144    |
| "   | 星加康博  | 西条市喜多川354-7  |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名  | 住 所         |
|-------|------|-------------|
| 理 事   | 田坂保美 | 西条市喜多川521   |
| "     | 田坂一夫 | 西条市喜多川720-3 |
| "     | 田坂孝志 | 西条市樋之口147-5 |

|     |           |                |
|-----|-----------|----------------|
| "   | 上 路 利 春   | 西条市樋之口115      |
| "   | 高 橋 文 一   | 西条市古川甲211      |
| "   | 白 石 磯 高   | 西条市古川甲148 - 32 |
| "   | 横 井 桂     | 西条市神拝甲302 - 1  |
| "   | 山 路 伊 勢 男 | 西条市神拝甲420      |
| "   | 星 加 康 博   | 西条市喜多川354 - 7  |
| "   | 松 本 麻 市   | 西条市明屋敷410 - 3  |
| "   | 高 橋 晴 雄   | 西条市神拝乙5 - 5    |
| "   | 松 本 正 一   | 西条市喜多川688      |
| "   | 田 坂 護     | 西条市喜多川428      |
| "   | 田 坂 徹     | 西条市喜多川476      |
| "   | 井 上 隆     | 西条市樋之口327 - 2  |
| "   | 安 永 治 美   | 西条市喜多川96       |
| "   | 藤 田 豊 秋   | 西条市喜多川155 - 1  |
| 監 事 | 青 木 徹     | 西条市古川25 - 3    |
| "   | 岡 村 秋 孝   | 西条市喜多川85       |

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 新規土地改良事業（農業用道路整備事業・氷見地区）計画書の写し
  - 西条市氷見土地改良区定款の写し
- 縦覧期間  
平成21年 4月22日から21年 5月25日まで
- 縦覧場所  
西条市役所

○愛媛県告示第 565 号  
土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、東温市上村土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・源平谷地区）の施行を平成21年 4月 8日認可した。  
平成21年 4月21日  
愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 563 号  
西条市大町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用排水施設整備事業・明神木地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
平成21年 4月21日  
愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

○愛媛県告示第 566 号  
土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、東温市吉久土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・板戸地区）の施行を平成21年 4月 8日認可した。  
平成21年 4月21日  
愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 新規土地改良事業（農業用排水施設整備事業・明神木地区）計画書の写し
  - 西条市大町土地改良区定款の写し
- 縦覧期間  
平成21年 4月22日から21年 5月25日まで
- 縦覧場所  
西条市役所

○愛媛県告示第 567 号  
土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、東温市見奈良土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・柚寿之木地区）の施行を平成21年 4月 8日認可した。  
平成21年 4月21日  
愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 564 号  
西条市氷見土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用道路整備事業・氷見地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
平成21年 4月21日  
愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

○愛媛県告示第 568 号  
土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、東温市松瀬川土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・原地区）の施行を平成21年 4月 8日認可した。  
平成21年 4月21日  
愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 569 号  
建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。  
平成21年 4月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 許 可 番 号          | 許 可 年 月 日    | 商 号 又 は 名 称 | 代 表 者 氏 名 | 主 たる 営 業 所 の 所 在 地 | 取 消 年 月 日   | 取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類 | 取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実 |
|------------------|--------------|-------------|-----------|--------------------|-------------|-----------------------|-------------------------|
| (般 - 18) 第11335号 | 平成18年 11月16日 | ㈱匠建         | 大谷 卓身     | 松山市榊味 4 - 7 - 22   | 平成21年 3月16日 | 建築工事業、大工工事業           | 建設業の廃止                  |

|                   |                 |             |       |                   |                |                  |                |
|-------------------|-----------------|-------------|-------|-------------------|----------------|------------------|----------------|
| (般 - 18) 第12528号  | 平成19年<br>2月3日   | (有)システムガーデン | 渡部 修三 | 松山市溝辺町286 - 1     | 平成21年<br>3月17日 | とび・土工工事業         | 建設業の廃止         |
| (特 - 16) 第9283号   | 平成17年<br>3月11日  | (株)栗田工務店    | 栗田 孝和 | 松山市中央 1 - 22 - 23 | 平成21年<br>3月19日 | 建築工事業、大工工事業      | 建設業の廃止         |
| (般 - 18) 第14887号  | 平成18年<br>12月25日 | (有)ジー・シー・オー | 大西 良樹 | 東温市山之内甲389 - 1    | 平成21年<br>3月19日 | しゅんせつ工事業、水道施設工事業 | 建設業の廃止<br>(一部) |
| (般・特 - 16) 第7435号 | 平成16年<br>5月28日  | 大竹建設(株)     | 大竹 健次 | 松山市新浜町12 - 1      | 平成21年<br>3月27日 | 造園工事業            | 建設業の廃止<br>(一部) |

○愛媛県告示第 570 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第57条の 2 第 1 項の規定により、八幡浜市土地改良区の布喜川調整池（管理事務所、電気施設、通信施設、その他の附帯施設を含む。以下「調整池」という。）の管理規程を認可したので、同条第 4 項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成21年 4月21日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 貯水、放水又は取水に関する事項

(1) 貯水に関する事項

ア 調整池の満水位は標高95.0メートル、低水位は標高86.3メートルとする。

イ かんがい用水のための利用は、標高95.0メートルから標高86.3メートルまでの容量のうち、150,000立方メートルを利用して行うものとする。

(2) 放水に関する事項

ア 調整池に貯留された水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流（取水のための放流を除く。）するものとする。

- (ア) 水位が満水位をこえるとき。
- (イ) 堤体及びゲート等の点検整備を行う必要があるとき。
- (ウ) その他特にやむを得ない理由により必要があるとき。

イ 管理者は、調整池から放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認めるときは、八幡浜市、八幡浜警察署及び愛媛県に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(3) 取水に関する事項

ア 毎年 1 月 1 日から12月31日までをかんがい期間とする。

イ かんがい用水及び水道用水のための調整池からの最大取水量及び伊方調整池への最大注水量は、1月1日から3月31日までにあっては毎秒1.7立方メートル、4月1日から6月30日までにあっては毎秒2.491立方メートル、7月1日から9月30日までにあっては毎秒2.932立方メートル、10月1日から12月31日までにあっては毎秒1.565立方メートルとする。

2 その他管理規程に記載されている事項

(1) 調整池の操作、点検及び整備に関する事項

ア 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶及び車輛並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検および整備を行い、特にゲート及び予備電源設備については適時試運転を行なわなければならない。

イ 取水管ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

- (ア) かんがい用水及び水道用水を取水する必要があるとき。
- (イ) 取水管ゲートの点検整備を行うとき。
- (ウ) その他やむを得ない理由により、必要があると認められたとき。

ウ 放流管ゲートは、常に閉塞しておくものとし、次の各号の一に該当する場合には、これを操作するものとする。

- (ア) 流田川及びビャクビ川の自分流を放流するため必要があるとき。
- (イ) 堤体等を点検しまたは補修するため、貯水位を低下させる必要があるとき。
- (ウ) 放流管ゲートの点検整備を行うとき。
- (エ) その他やむを得ない理由により、貯水位を低下させる必要があるとき。

(2) 緊急事態における措置に関する事項

ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (ア) 松山地方気象台から八幡浜地方を対象として暴風雨、大雨警報が発せられたとき。
- (イ) その他洪水が予想されるとき。

イ 管理者は、洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (ア) 関係の気象台、八幡浜市、その他の関係機関との連絡ならびに気象、水象に関する観測および情報の収集を密接に行うこと。
- (イ) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間および流入量の時期的変化を予測すること。
- (ウ) ゲートならびにゲートの操作に必要な機械および器具の点検、整備、予備電源設備の試運転その他調整池の操作に関し必要な措置をとること。

ウ 管理者は、気象庁により、愛媛県八幡浜市において震度階級 4 以上の地震が発表されたときは、直ちに堤体等の異常の有無を点検し、異常を認めるときは速やかに必要な措置を取らなければならない。

エ 管理者は、かんがい期間において異常渇水等によって必要な水量を取水することが困難な場合には、理事長に報告し、その指示を受けて適切な措置を取らなければならない。

(3) その他施設の管理に関し必要な事項

ア 管理者は、気象および水象について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。

- (ア) 気象関係
  - 天気、気温、降雨量
- (イ) 水象関係
  - 水位、流入量、放流量、取水量、注水量

- イ 管理者は、調整池管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。
- (ア) 気象、水象、滞砂状況及び堤体の調査または観測の結果
- (イ) 調整池の状況および点検整備に関する事項
- (ウ) 緊急時における措置に関する事項
- (エ) ゲートの操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、開度、及び取水量または放流量
- (オ) その他調整池の管理に関する事項

- (ア) かんがい用水及び水道用水を取水する必要があるとき。
- (イ) 取水管ゲートの点検整備を行うとき。
- (ウ) その他やむを得ない理由により、必要があると認められたとき。
- ウ 放流管ゲートは、常に閉塞しておくものとし、次の各号の一に該当する場合には、これを操作するものとする。
- (ア) 流田川及びビヤクビ川の自分流を放流するため必要があるとき。
- (イ) 堤体等を点検しまたは補修するため、貯水位を低下させる必要があるとき。
- (ウ) 放流管ゲートの点検整備を行うとき。
- (エ) その他やむを得ない理由により、貯水位を低下させる必要があるとき。

(2) 緊急事態における措置に関する事項

- ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。
- (ア) 松山地方気象台から八幡浜地方を対象として暴風雨、大雨警報が発せられたとき。
- (イ) その他洪水が予想されるとき。

イ 管理者は、洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (ア) 関係の気象台、八幡浜市、その他の関係機関との連絡ならびに気象、水象に関する観測および情報の収集を密接に行うこと。
- (イ) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間および流入量の定期的変化を予測すること。
- (ウ) ゲートならびにゲートの操作に必要な機械および器具の点検、整備、予備電源設備の試運転その他調整池の操作に関し必要な措置をとること。

ウ 管理者は、気象庁により、愛媛県八幡浜市において震度階級4以上の地震が発表されたときは、直ちに堤体等の異常の有無を点検し、異常を認めたときは速やかに必要な措置を取らなければならない。

エ 管理者は、かんがい期間において異常湧水等によって必要な水量を取水することが困難な場合には、理事長に報告し、その指示を受けて適切な措置を取らなければならない。

(3) その他施設の管理に関し必要な事項

ア 管理者は、気象および水象について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。

- (ア) 気象関係  
天気、気温、降雨量
- (イ) 水象関係  
水位、流入量、放流量、取水量、注水量

イ 管理者は、調整池管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- (ア) 気象、水象、滞砂状況及び堤体の調査または観測の結果
- (イ) 調整池の状況および点検整備に関する事項
- (ウ) 緊急時における措置に関する事項
- (エ) ゲートの操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、開度、及び取水量または放流量
- (オ) その他調整池の管理に関する事項

○愛媛県告示第571号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、保内町土地改良区の布喜川調整池（管理事務所、電気施設、通信施設、その他の附帯施設を含む。以下「調整池」という。）の管理規程を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成21年4月21日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 貯水、放水又は取水に関する事項

(1) 貯水に関する事項

- ア 調整池の満水位は標高95.0メートル、低水位は標高86.3メートルとする。
- イ かんがい用水のための利用は、標高95.0メートルから標高86.3メートルまでの容量のうち、150,000立方メートルを利用して行うものとする。

(2) 放水に関する事項

- ア 調整池に貯留された水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流（取水のための放流を除く。）するものとする。
- (ア) 水位が満水位をこえるとき。
- (イ) 堤体及びゲート等の点検整備を行う必要があるとき。
- (ウ) その他特にやむを得ない理由により必要があるとき。

イ 管理者は、調整池から放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認めるときは、八幡浜市、八幡浜警察署及び愛媛県に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(3) 取水に関する事項

- ア 毎年1月1日から12月31日までをかんがい期間とする。
- イ かんがい用水及び水道用水のための調整池からの最大取水量及び伊方調整池への最大注水量は、1月1日から3月31日までにあつては毎秒1.7立方メートル、4月1日から6月30日までにあつては毎秒2.491立方メートル、7月1日から9月30日までにあつては毎秒2.932立方メートル、10月1日から12月31日までにあつては毎秒1.565立方メートルとする。

2 その他管理規程に記載されている事項

(1) 調整池の操作、点検及び整備に関する事項

ア 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶及び車輛並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検および整備を行い、特にゲート及び予備電源設備については適時試運転を行なわなければならない。

イ 取水管ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

## ○愛媛県告示第572号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、伊方町土地改良区の布喜川調整池（管理事務所、電気施設、通信施設、その他の附帯施設を含む。以下「調整池」という。）の管理規程を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成21年4月21日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

## 1 貯水、放水又は取水に関する事項

## (1) 貯水に関する事項

ア 調整池の満水位は標高95.0メートル、低水位は標高86.3メートルとする。

イ かんがい用水のための利用は、標高95.0メートルから標高86.3メートルまでの容量のうち、150,000立方メートルを利用して行うものとする。

## (2) 放水に関する事項

ア 調整池に貯留された水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流（取水のための放流を除く。）するものとする。

ア 水位が満水位をこえるとき。

イ 堤体及びゲート等の点検整備を行う必要があるとき。

ウ その他特にやむを得ない理由により必要があるとき。

イ 管理者は、調整池から放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認めるときは、八幡浜市、八幡浜警察署及び愛媛県に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

## (3) 取水に関する事項

ア 毎年1月1日から12月31日までをかんがい期間とする。

イ かんがい用水及び水道用水のための調整池からの最大取水量及び伊方調整池への最大注水量は、1月1日から3月31日までにあっては毎秒1.7立方メートル、4月1日から6月30日までにあっては毎秒2.491立方メートル、7月1日から9月30日までにあっては毎秒2.932立方メートル、10月1日から12月31日までにあっては毎秒1.565立方メートルとする。

## 2 その他管理規程に記載されている事項

## (1) 調整池の操作、点検及び整備に関する事項

ア 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶及び車輛並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検および整備を行い、特にゲート及び予備電源設備については適時試運転を行なわなければならない。

イ 取水管ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

ア かんがい用水及び水道用水を取水する必要があるとき。

イ 取水管ゲートの点検整備を行うとき。

ウ その他やむを得ない理由により、必要があると認められたとき。

ウ 放流管ゲートは、常に閉塞しておくものとし、次の各号の一に該当する場合には、これを操作するものとする。

ア 流田川及びビヤクピ川の自分流を放流するため必要があるとき。

イ 堤体等を点検しまたは補修するため、貯水位を低下させる必要があるとき。

ウ 放流管ゲートの点検整備を行うとき。

エ その他やむを得ない理由により、貯水位を低下させる必要があるとき。

## (2) 緊急事態における措置に関する事項

ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

ア 松山地方気象台から八幡浜地方を対象として暴風雨、大雨警報が発せられたとき。

イ その他洪水が予想されるとき。

イ 管理者は、洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

ア 関係の気象台、八幡浜市、その他の関係機関との連絡ならびに気象、水象に関する観測および情報の収集を密接に行うこと。

イ 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間および流入量の定期的変化を予測すること。

ウ ゲートならびにゲートの操作に必要な機械および器具の点検、整備、予備電源設備の試運転その他調整池の操作に関し必要な措置をとること。

ウ 管理者は、気象庁により、愛媛県八幡浜市において震度階級4以上の地震が発表されたときは、直ちに堤体等の異常の有無を点検し、異常を認めるときは速やかに必要な措置を取らなければならない。

エ 管理者は、かんがい期間において異常湧水等によって必要な水量を取水することが困難な場合には、理事長に報告し、その指示を受けて適切な措置を取らなければならない。

## (3) その他施設の管理に関し必要な事項

ア 管理者は、気象および水象について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。

ア 気象関係

天気、気温、降雨量

イ 水象関係

水位、流入量、放流量、取水量、注水量

イ 管理者は、調整池管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

ア 気象、水象、滞砂状況及び堤体の調査または観測の結果

イ 調整池の状況および点検整備に関する事項

ウ 緊急時における措置に関する事項

エ ゲートの操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、開度、及び取水量または放流量

オ その他調整池の管理に関する事項

## ○愛媛県告示第573号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、伊方町土地改良区の伊方調整池（管理事務所、電気施設、通信施設、その他の附帯施設を含む。以下「調整池」という。）の管理規程を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成21年4月21日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

## 1 貯水、放水又は取水に関する事項

## (1) 貯水に関する事項

ア 調整池の満水位は標高44.0メートル、低水位は標高34.0メートルとする。

イ かんがい用水のための利用は、標高44.0メートルから標高34.0メートルまでの容量のうち、89,000立方メートルを利用して行うものとする。

## (2) 放水に関する事項

ア 調整池に貯留された水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流（取水のための放流を除く。）するものとする。

(ア) 水位が満水位をこえるとき。

(イ) 堤体及びゲート等の点検整備を行う必要があるとき。

(ウ) その他特にやむを得ない理由により必要があるとき。

イ 管理者は、調整池から放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認めるときは、伊方町、八幡浜警察署及び愛媛県に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

## (3) 取水に関する事項

ア 毎年1月1日から12月31日までをかんがい期間とする。

イ かんがい用水及び水道用水のための調整池からの最大取水量は、1月1日から3月31日までにあっては毎秒0.831立方メートル、4月1日から6月30日までにあっては毎秒0.836立方メートル、7月1日から9月30日までにあっては毎秒0.839立方メートル、10月1日から12月31日までにあっては毎秒0.838立方メートルとする。

## 2 その他管理規程に記載されている事項

## (1) 調整池の操作、点検及び整備に関する事項

ア 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶及び車輛並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検および整備を行い、特にゲート及び予備電源設備については適時試運転を行なわなければならない。

イ 取水管ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

(ア) かんがい用水及び水道用水を取水する必要があるとき。

(イ) 取水管ゲートの点検整備を行うとき。

(ウ) その他やむを得ない理由により、必要があると認められたとき。

ウ 放流管ゲートは、常に閉塞しておくものとし、次の各号の一に該当する場合には、これを操作するものとする。

(ア) 伊方新川の自分流を放流するため必要があるとき。

(イ) 堤体等を点検しまたは補修するため、貯水位を低下させる必要があるとき。

(ウ) 放流管ゲートの点検整備を行うとき。

(エ) その他やむを得ない理由により、貯水位を低下させる必要があるとき。

## (2) 緊急事態における措置に関する事項

ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

(ア) 松山地方気象台から伊方地方を対象として暴風雨、大雨警報が発せられたとき。

(イ) その他洪水が予想されるとき。

イ 管理者は、洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集して

それぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(ア) 関係の气象台、伊方町、その他の関係機関との連絡ならびに気象、水象に関する観測および情報の収集を密接に行うこと。

(イ) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間および流入量の時期的変化を予測すること。

(ウ) ゲートならびにゲートの操作に必要な機械および器具の点検、整備、予備電源設備の試運転その他調整池の操作に関し必要な措置をとること。

ウ 管理者は、気象庁により、愛媛県西宇和郡伊方町において震度階級4以上の地震が発表されたときは、直ちに堤体等の異常の有無を点検し、異常を認めたときは速やかに必要な措置を取らなければならない。

エ 管理者は、かんがい期間において異常渇水等によって必要な水量を取水することが困難な場合には、理事長に報告し、その指示を受けて適切な措置を取らなければならない。

## (3) その他施設の管理に関し必要な事項

ア 管理者は、気象および水象について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。

(ア) 気象関係

天気、気温、降雨量

(イ) 水象関係

水位、流入量、放流量、取水量、注水量

イ 管理者は、調整池管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

(ア) 気象、水象、滞砂状況及び堤体の調査または観測の結果

(イ) 調整池の状況および点検整備に関する事項

(ウ) 緊急時における措置に関する事項

(エ) ゲートの操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、開度、及び取水量または放流量

(オ) その他調整池の管理に関する事項

## ○愛媛県告示第574号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、瀬戸町土地改良区の布喜川調整池（管理事務所、電気施設、通信施設、その他の附帯施設を含む。以下「調整池」という。）の管理規程を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成21年 4月21日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

## 1 貯水、放水又は取水に関する事項

## (1) 貯水に関する事項

ア 調整池の満水位は標高95.0メートル、低水位は標高86.3メートルとする。

イ かんがい用水のための利用は、標高95.0メートルから標高86.3メートルまでの容量のうち、150,000立方メートルを利用して行うものとする。

## (2) 放水に関する事項

ア 調整池に貯留された水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流（取水のための放流を除く。）するものとする。

(ア) 水位が満水位をこえるとき。

- (イ) 堤体及びゲート等の点検整備を行う必要があるとき。
  - (ウ) その他特にやむを得ない理由により必要があるとき。
- イ 管理者は、調整池から放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認めるときは、八幡浜市、八幡浜警察署及び愛媛県に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(3) 取水に関する事項

- ア 毎年1月1日から12月31日までをかんがい期間とする。
- イ かんがい用水及び水道用水のための調整池からの最大取水量及び伊方調整池への最大注水量は、1月1日から3月31日までにあつては毎秒1.7立方メートル、4月1日から6月30日までにあつては毎秒2.491立方メートル、7月1日から9月30日までにあつては毎秒2.932立方メートル、10月1日から12月31日までにあつては毎秒1.565立方メートルとする。

2 その他管理規程に記載されている事項

(1) 調整池の操作、点検及び整備に関する事項

- ア 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶及び車輛並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検および整備を行い、特にゲート及び予備電源設備については適時試運転を行なわなければならない。

- イ 取水管ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

- (ア) かんがい用水及び水道用水を取水する必要があるとき。
- (イ) 取水管ゲートの点検整備を行うとき。
- (ウ) その他やむを得ない理由により、必要があると認められたとき。

- ウ 放流管ゲートは、常に閉塞しておくものとし、次の各号の一に該当する場合には、これを操作するものとする。

- (ア) 流田川及びビヤクビ川の自分流を放流するため必要があるとき。
- (イ) 堤体等を点検しまたは補修するため、貯水位を低下させる必要があるとき。
- (ウ) 放流管ゲートの点検整備を行うとき。
- (エ) その他やむを得ない理由により、貯水位を低下させる必要があるとき。

(2) 緊急事態における措置に関する事項

- ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (ア) 松山地方気象台から八幡浜地方を対象として暴風雨、大雨警報が発せられたとき。
- (イ) その他洪水が予想されるとき。

- イ 管理者は、洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (ア) 関係の气象台、八幡浜市、その他の関係機関との連絡ならびに気象、水象に関する観測および情報の収集を密接に行うこと。
- (イ) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間および流入量の時期的変化を予測すること。
- (ウ) ゲートならびにゲートの操作に必要な機械および器具の点検、整備、予備電源設備の試運転その他調整池の操作に

関し必要な措置をとること。

- ウ 管理者は、気象庁により、愛媛県八幡浜市において震度階級4以上の地震が発表されたときは、直ちに堤体等の異常の有無を点検し、異常を認めるときは速やかに必要な措置を取らなければならない。

- エ 管理者は、かんがい期間において異常湧水等によって必要な水量を取水することが困難な場合には、理事長に報告し、その指示を受けて適切な措置を取らなければならない。

(3) その他施設の管理に関し必要な事項

- ア 管理者は、気象および水象について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。

- (ア) 気象関係  
天気、気温、降雨量
- (イ) 水象関係  
水位、流入量、放流量、取水量、注水量

- イ 管理者は、調整池管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- (ア) 気象、水象、滞砂状況及び堤体の調査または観測の結果
- (イ) 調整池の状況および点検整備に関する事項
- (ウ) 緊急時における措置に関する事項
- (エ) ゲートの操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、開度、及び取水量または放流量
- (オ) その他調整池の管理に関する事項

○愛媛県告示第575号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、瀬戸町土地改良区の伊方調整池（管理事務所、電気施設、通信施設、その他の附帯施設を含む。以下「調整池」という。）の管理規程を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成21年4月21日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 貯水、放水又は取水に関する事項

(1) 貯水に関する事項

- ア 調整池の満水位は標高44.0メートル、低水位は標高34.0メートルとする。
- イ かんがい用水のための利用は、標高44.0メートルから標高34.0メートルまでの容量のうち、89,000立方メートルを利用して行うものとする。

(2) 放水に関する事項

- ア 調整池に貯留された水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流（取水のための放流を除く。）するものとする。
- (ア) 水位が満水位をこえるとき。
  - (イ) 堤体及びゲート等の点検整備を行う必要があるとき。
  - (ウ) その他特にやむを得ない理由により必要があるとき。
- イ 管理者は、調整池から放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認めるときは、伊方町、八幡浜警察署及び愛媛県に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(3) 取水に関する事項

- ア 毎年1月1日から12月31日までをかんがい期間とする。
- イ かんがい用水及び水道用水のための調整池からの最大取水

量は、1月1日から3月31日までにあつては毎秒0.831立方メートル、4月1日から6月30日までにあつては毎秒0.836立方メートル、7月1日から9月30日までにあつては毎秒0.839立方メートル、10月1日から12月31日までにあつては毎秒0.838立方メートルとする。

## 2 その他管理規程に記載されている事項

### (1) 調整池の操作、点検及び整備に関する事項

ア 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶及び車輛並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検および整備を行い、特にゲート及び予備電源設備については適時試運転を行なわなければならない。

イ 取水管ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

- (ア) かんがい用水及び水道用水を取水する必要があるとき。
- (イ) 取水管ゲートの点検整備を行うとき。
- (ウ) その他やむを得ない理由により、必要があると認められたとき。

ウ 放流管ゲートは、常に閉塞しておくものとし、次の各号の一に該当する場合には、これを操作するものとする。

- (ア) 伊方新川の自流分を放流するため必要があるとき。
- (イ) 堤体等を点検しまたは補修するため、貯水位を低下させる必要があるとき。
- (ウ) 放流管ゲートの点検整備を行うとき。
- (エ) その他やむを得ない理由により、貯水位を低下させる必要があるとき。

### (2) 緊急事態における措置に関する事項

ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (ア) 松山地方気象台から伊方地方を対象として暴風雨、大雨警報が発せられたとき。
- (イ) その他洪水が予想されるとき。

イ 管理者は、洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (ア) 関係の気象台、伊方町、その他の関係機関との連絡ならびに気象、水象に関する観測および情報の収集を密接に行うこと。
- (イ) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間および流入量の時期的変化を予測すること。
- (ウ) ゲートならびにゲートの操作に必要な機械および器具の点検、整備、予備電源設備の試運転その他調整池の操作に関し必要な措置をとること。

ウ 管理者は、気象庁により、愛媛県西宇和郡伊方町において震度階級4以上の地震が発表されたときは、直ちに堤体等の異常の有無を点検し、異常を認めたときは速やかに必要な措置を取らなければならない。

エ 管理者は、かんがい期間において異常湧水等によって必要な水量を取水することが困難な場合には、理事長に報告し、その指示を受けて適切な措置を取らなければならない。

### (3) その他施設の管理に関し必要な事項

ア 管理者は、気象および水象について、次に掲げる事項を定

期的に観測しなければならない。

- (ア) 気象関係  
天気、気温、降雨量
- (イ) 水象関係  
水位、流入量、放流量、取水量、注水量

イ 管理者は、調整池管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- (ア) 気象、水象、滞砂状況及び堤体の調査または観測の結果
- (イ) 調整池の状況および点検整備に関する事項
- (ウ) 緊急時における措置に関する事項
- (エ) ゲートの操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、開度、及び取水量または放流量
- (オ) その他調整池の管理に関する事項

## ○愛媛県告示第576号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、三崎町土地改良区の布喜川調整池（管理事務所、電気施設、通信施設、その他の附帯施設を含む。以下「調整池」という。）の管理規程を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成21年4月21日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

### 1 貯水、放水又は取水に関する事項

#### (1) 貯水に関する事項

- ア 調整池の満水位は標高95.0メートル、低水位は標高86.3メートルとする。
- イ かんがい用水のための利用は、標高95.0メートルから標高86.3メートルまでの容量のうち、150,000立方メートルを利用して行うものとする。

#### (2) 放水に関する事項

- ア 調整池に貯留された水は、次の各号の一に該当する場合には限り放流（取水のための放流を除く。）するものとする。
- (ア) 水位が満水位をこえるとき。
- (イ) 堤体及びゲート等の点検整備を行う必要があるとき。
- (ウ) その他特にやむを得ない理由により必要があるとき。

イ 管理者は、調整池から放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認めるときは、八幡浜市、八幡浜警察署及び愛媛県に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

#### (3) 取水に関する事項

- ア 毎年1月1日から12月31日までをかんがい期間とする。
- イ かんがい用水及び水道用水のための調整池からの最大取水量及び伊方調整池への最大注水量は、1月1日から3月31日までにあつては毎秒1.7立方メートル、4月1日から6月30日までにあつては毎秒2.491立方メートル、7月1日から9月30日までにあつては毎秒2.932立方メートル、10月1日から12月31日までにあつては毎秒1.565立方メートルとする。

### 2 その他管理規程に記載されている事項

#### (1) 調整池の操作、点検及び整備に関する事項

ア 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶及び車輛並びにこれらの操作のため



に必要な資材を常に良好な状態に保つための点検および整備を行い、特にゲート及び予備電源設備については適時試運転を行なわなければならない。

イ 取水管ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

- (ア) かんがい用水及び水道用水を取水する必要があるとき。
- (イ) 取水管ゲートの点検整備を行うとき。
- (ウ) その他やむを得ない理由により、必要があると認められたとき。

ウ 放流管ゲートは、常に閉塞しておくものとし、次の各号の一に該当する場合には、これを操作するものとする。

- (ア) 流田川及びビャクピ川の自分流を放流するため必要があるとき。
- (イ) 堤体等を点検しまたは補修するため、貯水位を低下させる必要があるとき。
- (ウ) 放流管ゲートの点検整備を行うとき。
- (エ) その他やむを得ない理由により、貯水位を低下させる必要があるとき。

(2) 緊急事態における措置に関する事項

ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (ア) 松山地方気象台から八幡浜地方を対象として暴風雨、大雨警報が発せられたとき。
- (イ) その他洪水が予想されるとき。

イ 管理者は、洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (ア) 関係の気象台、八幡浜市、その他の関係機関との連絡ならびに気象、水象に関する観測および情報の収集を密接に行うこと。
- (イ) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間および流入量の時期的変化を予測すること。
- (ウ) ゲートならびにゲートの操作に必要な機械および器具の点検、整備、予備電源設備の試運転その他調整池の操作に関し必要な措置をとること。

ウ 管理者は、気象庁により、愛媛県八幡浜市において震度階級4以上の地震が発表されたときは、直ちに堤体等の異常の有無を点検し、異常を認めたときは速やかに必要な措置を取らなければならない。

エ 管理者は、かんがい期間において異常湧水等によって必要な水量を取水することが困難な場合には、理事長に報告し、その指示を受けて適切な措置を取らなければならない。

(3) その他施設の管理に関し必要な事項

ア 管理者は、気象および水象について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。

- (ア) 気象関係  
天気、気温、降雨量
- (イ) 水象関係  
水位、流入量、放流量、取水量、注水量

イ 管理者は、調整池管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- (ア) 気象、水象、滞砂状況及び堤体の調査または観測の結果
- (イ) 調整池の状況および点検整備に関する事項

(ウ) 緊急時における措置に関する事項

(エ) ゲートの操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、開度、及び取水量または放流量

(オ) その他調整池の管理に関する事項

#### ○愛媛県告示第577号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、三崎町土地改良区の伊方調整池（管理事務所、電気施設、通信施設、その他の附帯施設を含む。以下「調整池」という。）の管理規程を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成21年4月21日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

#### 1 貯水、放水又は取水に関する事項

(1) 貯水に関する事項

ア 調整池の満水位は標高44.0メートル、低水位は標高34.0メートルとする。

イ かんがい用水のための利用は、標高44.0メートルから標高34.0メートルまでの容量のうち、89,000立方メートルを利用して行うものとする。

(2) 放水に関する事項

ア 調整池に貯留された水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流（取水のための放流を除く。）するものとする。

- (ア) 水位が満水位をこえるとき。
- (イ) 堤体及びゲート等の点検整備を行う必要があるとき。
- (ウ) その他特にやむを得ない理由により必要があるとき。

イ 管理者は、調整池から放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認めるときは、伊方町、八幡浜警察署及び愛媛県に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(3) 取水に関する事項

ア 毎年1月1日から12月31日までをかんがい期間とする。

イ かんがい用水及び水道用水のための調整池からの最大取水量は、1月1日から3月31日までには毎秒0.831立方メートル、4月1日から6月30日までには毎秒0.836立方メートル、7月1日から9月30日までには毎秒0.839立方メートル、10月1日から12月31日までには毎秒0.838立方メートルとする。

#### 2 その他管理規程に記載されている事項

(1) 調整池の操作、点検及び整備に関する事項

ア 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶及び車輛並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検および整備を行い、特にゲート及び予備電源設備については適時試運転を行なわなければならない。

イ 取水管ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

- (ア) かんがい用水及び水道用水を取水する必要があるとき。
- (イ) 取水管ゲートの点検整備を行うとき。
- (ウ) その他やむを得ない理由により、必要があると認められたとき。

- ウ 放流管ゲートは、常に閉塞しておくものとし、次の各号の一に該当する場合には、これ进行操作するものとする。
  - (ア) 伊方新川の自分流を放流するため必要があるとき。
  - (イ) 堤体等を点検しまたは補修するため、貯水位を低下させる必要があるとき。
  - (ウ) 放流管ゲートの点検整備を行うとき。
  - (エ) その他やむを得ない理由により、貯水位を低下させる必要があるとき。
- (2) 緊急事態における措置に関する事項
  - ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。
    - (ア) 松山地方気象台から伊方地方を対象として暴風雨、大雨警報が発せられたとき。
    - (イ) その他洪水が予想されるとき。
  - イ 管理者は、洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
    - (ア) 関係の気象台、伊方町、その他の関係機関との連絡ならびに気象、水象に関する観測および情報の収集を密接に行うこと。
    - (イ) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間および流入量の時期的変化を予測すること。
    - (ウ) ゲートならびにゲートの操作に必要な機械および器具の点検、整備、予備電源設備の試運転その他調整池の操作に関し必要な措置をとること。
  - ウ 管理者は、気象庁により、愛媛県西宇和郡伊方町において震度階級4以上の地震が発表されたときは、直ちに堤体等の異常の有無を点検し、異常を認めたときは速やかに必要な措置を取らなければならない。
- エ 管理者は、かんがい期間において異常湧水等によって必要な水量を取水することが困難な場合には、理事長に報告し、その指示を受けて適切な措置を取らなければならない。
- (3) その他施設の管理に関し必要な事項
  - ア 管理者は、気象および水象について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。
    - (ア) 気象関係
      - 天気、気温、降雨量
    - (イ) 水象関係
      - 水位、流入量、放流量、取水量、注水量
  - イ 管理者は、調整池管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。
    - (ア) 気象、水象、滞砂状況及び堤体の調査または観測の結果
    - (イ) 調整池の状況および点検整備に関する事項
    - (ウ) 緊急時における措置に関する事項
    - (エ) ゲートの操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、開度、及び取水量または放流量
    - (オ) その他調整池の管理に関する事項

監 査 公 表

○公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年 4月21日

|         |         |
|---------|---------|
| 愛媛県監査委員 | 白 石 友 一 |
| 同       | 明 比 昭 治 |
| 同       | 河 野 忠 康 |
| 同       | 和 氣 政 次 |

| 監 査 対 象 機 関     | 監 査 年 月 日   |
|-----------------|-------------|
| 循 環 型 社 会 推 進 課 | 平成20年10月16日 |
| 経 営 支 援 課       | 平成20年10月14日 |

( 監 査 の 結 果 )

1 代執行費用徴収金については、適切な債権管理が望まれる。

| 調定年度 | 収入未済額（円）   | 備 考 |
|------|------------|-----|
| 17年度 | 59,974,999 |     |
| 計    | 59,974,999 |     |

( 循 環 型 社 会 推 進 課 )

2 中小企業振興資金特別会計における高度化資金貸付金償還金、施設共同化資金貸付金償還金、繊維工業構造改善資金貸付金償還金及び設備近代化資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

( 高 度 化 資 金 貸 付 金 償 還 金 )

| 区 分  | 収入未済額（円）    |               |               | 備 考 |
|------|-------------|---------------|---------------|-----|
|      | 現 年 度 分     | 滞 納 繰 越 分     | 計             |     |
| 19年度 | 0           | 1,083,846,000 | 1,083,846,000 |     |
| 18年度 | 353,626,000 | 740,220,000   | 1,093,846,000 |     |
| 差引増減 | 353,626,000 | 343,626,000   | 10,000,000    |     |

( 施 設 共 同 化 資 金 貸 付 金 償 還 金 )

| 区 分  | 収入未済額（円） |           |           | 備 考 |
|------|----------|-----------|-----------|-----|
|      | 現 年 度 分  | 滞 納 繰 越 分 | 計         |     |
| 19年度 | 0        | 9,322,779 | 9,322,779 |     |
| 18年度 | 0        | 9,322,779 | 9,322,779 |     |
| 差引増減 | 0        | 0         | 0         |     |

( 繊 維 工 業 構 造 改 善 資 金 貸 付 金 償 還 金 )

| 区 分  | 収入未済額（円）   |             |             | 備 考 |
|------|------------|-------------|-------------|-----|
|      | 現 年 度 分    | 滞 納 繰 越 分   | 計           |     |
| 19年度 | 82,214,000 | 148,499,904 | 230,713,904 |     |
| 18年度 | 17,758,000 | 133,125,563 | 150,883,563 |     |
| 差引増減 | 64,456,000 | 15,374,341  | 79,830,341  |     |

( 設 備 近 代 化 資 金 貸 付 金 償 還 金 )

| 区 分  | 収入未済額（円） |            |            | 備 考 |
|------|----------|------------|------------|-----|
|      | 現 年 度 分  | 滞 納 繰 越 分  | 計          |     |
| 19年度 | 0        | 32,658,998 | 32,658,998 |     |
| 18年度 | 0        | 33,258,998 | 33,258,998 |     |
| 差引増減 | 0        | 600,000    | 600,000    |     |

( 経 営 支 援 課 )

3 中小企業振興資金特別会計における違約金（繊維工業構造改善資金貸付金償還金及び設備近代化資金貸付金償還金に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

| 調定年度 | 収入未済額（円）  | 備考 |
|------|-----------|----|
| 13年度 | 18,230    |    |
| 17年度 | 2,034,008 |    |
| 計    | 2,052,238 |    |

（経営支援課）

（措置の内容）

1 代執行費用については、責任があると認められる者に対して請求を行い、資力のある者から回収に努めているところである。平成20年度においても、新たに1,430千円を徴収した結果、収入未済額は、平成21年3月17日現在で、58,544,999円に減少している。

今後とも、引き続き、適切な債権管理と早期回収に努めて参りたい。

（循環型社会推進課）

2 高度化資金貸付金償還金については、平成19年度末の収入未済額が1,083,846千円であったが、平成20年度中に10,000千円を回収した。引き続き貸付先の経営状況の把握を行い、分割納入指導により回収に努めるとともに、関係機関である独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）と連携協力して適正な債権管理に努めたい。

施設共同化資金貸付金償還金については、貸付先の組合は既に解散しており、貸付主体の中小機構が平成15年度に担保物件の処分を行い一部回収（332,165円）したが、その後回収できず9,322,779円は残ったままとなっている。今後とも貸付主体の中小機構と協調しながら債権管理に努めたい。

繊維工業構造改善資金貸付金償還金については、平成19年度末の収入未済額が3組合230,713,904円であったが、平成20年度中に9,220,905円を回収した。今後とも貸付主体の中小機構と協調しながら債権管理に努めたい。

設備近代化資金貸付金償還金については、平成19年度末の収入未済額が7企業32,658,998円であったが、分割納入等による徴収等に努めた結果、平成20年度中に300,000円を回収した。今後とも各地方局と連携を図りながら債権管理に努めたい。

（経営支援課）

3 繊維工業構造改善資金貸付金の違約金（平成17年度調定分2,034,008円）については、違約金支払請求権の一部放棄について平成21年2月定例県議会で議決され、1,545,848円については不納欠損の手続を行った。残る未収債権488,160円については、平成21年度の早期に納入される予定である。

設備近代化資金貸付金償還金の違約金（平成13年度調定分18,230円）については、回収には至っていないため、引き続き債権管理に努めたい。

（経営支援課）

○公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年4月21日

愛媛県監査委員 白石友一  
同 明比昭治  
同 河野忠康  
同 和氣政次

| 監査対象機関  | 監査年月日     |
|---------|-----------|
| 南予児童相談所 | 平成20年6月6日 |

（監査の結果）

児童福祉施設入所措置費負担金については、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

| 区分   | 収入未済額（円）  |           |           | 備考                   |
|------|-----------|-----------|-----------|----------------------|
|      | 現年度分      | 滞納繰越分     | 計         |                      |
| 19年度 | 743,410   | 6,017,280 | 6,760,690 | 平成20年2月29日現在（対前年同月比） |
| 18年度 | 1,395,810 | 6,504,470 | 7,900,280 |                      |
| 差引増減 | 652,400   | 487,190   | 1,139,590 |                      |

（措置の内容）

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状、催告書の送付、電話催告を実施するとともに、徴収会議を四半期毎に年4回開催し、未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別を実施、重点的な納入催告に努めた。

今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にし、効果的な督促を行い、収入の確保に努めたい。

| 区分       | 収入未済額（円）     |                        |              |
|----------|--------------|------------------------|--------------|
|          | 平成20年2月29日現在 | 平成20年度への繰越額（平成19年度末現在） | 平成21年1月31日現在 |
| 平成19年度分  | 743,410      | 889,050                | 843,600      |
| 滞納繰越分    | 6,017,280    | 5,916,520              | 4,603,380    |
| 計 ①      | 6,760,690    | 6,805,570              | 5,446,980    |
| 平成20年度分② | -            | -                      | 868,020      |
| 合計（①+②）  | 6,760,690    | 6,805,570              | 6,315,000    |

○公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年4月21日

愛媛県監査委員 白石友一  
同 明比昭治  
同 河野忠康  
同 和氣政次

| 監査対象機関         | 監査年月日      |
|----------------|------------|
| 今治地区工業用水道管理事務所 | 平成20年6月5日  |
| 今治病院           | "          |
| 三島病院           | 平成20年6月10日 |

（監査の結果）

1 次亜塩素酸ソーダの購入について、納入者と契約書等を取り交わしていないなど、愛媛県公営企業会計規程に定める所定の手続に不備があった。

（今治地区工業用水道管理事務所）

2 職員（1名）の通勤手当について、一般に利用しうる最短の経路を検討することなく通勤経路を認定したことから、計27,600円（平成19年4月から20年3月までの12か月分）が過支給となっていた。

（今治病院）

3 職員（5名）の超過勤務手当及び休日給について、時間数の集計誤り等により、計52,703円（平成19年9月分）の過誤（13,176円の過支給、39,527円の支給不足）があった。

（三島病院）

（措置の内容）

1 次亜塩素酸ソーダ購入手続の不備については、愛媛県公営企業会計規程に定める契約手続を行わないまま、同薬品の貯留槽を共用している今治市（上水道）の契約単価で購入していたものであり、平成20年度購入分から納入者と単価契約を締結した。

（今治地区工業用水道管理事務所）

2 通勤手当の過支給については、通勤区間の最短経路の把握が十分でなかったことから生じたものであり、現在、認定に当たっては、届出のあった通勤経路以外の経路について更に徹底した調査を実施するとともに複数の職員による確認を行うこととしており、事務の適正な実施に努めている。

なお、過支給額については返納処理済である。

（今治病院）

3 超過勤務手当及び休日給の過誤については、時間数の集計を誤るとともに、その後の確認が不十分であったことから生じたものであり、現在、複数の職員による確認を更に徹底することにより事務の適正な実施に努めている。

なお、過支給額及び支給不足額については、すべて返納又は追給処理済である。

（三島病院）

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成21年 4月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

| 政治団体の名称    | 代表者及び会計責任者の氏名 |           | 主たる事務所の所在地               | 届出年月日       | 備考 |
|------------|---------------|-----------|--------------------------|-------------|----|
|            | 代表者           | 会計責任者     |                          |             |    |
| 門田裕一後援会    | 門 田 裕 一       | 門 田 美 紀   | 伊予市八倉807 - 5             | 平成21年 1月 8日 |    |
| 宮下一郎後援会    | 加 幡 仁 一       | 宮 下 八 重   | 南宇和郡愛南町平瀬655             | 平成21年 1月16日 |    |
| 山地みちかず後援会  | 赤 星 光 毅       | 山 地 高 子   | 西条市古川甲147                | 平成21年 1月20日 |    |
| 新社会党愛媛県本部  | 真 鍋 知 巳       | 中 島 清 延   | 松山市美沢一丁目 8 - 57          | 平成21年 1月30日 |    |
| 宮崎きくお後援会   | 宮 崎 仁 美       | 宮 崎 喜 久 郎 | 北宇和郡鬼北町大字近永756 - 1       | 平成21年 1月30日 |    |
| 井部健太郎後援会   | 山 岡 祐 司       | 熊 代 祐 己   | 上浮穴郡久万高原町菅生 2 - 1326 - 1 | 平成21年 2月 3日 |    |
| 中野光博後援会    | 和 田 敏 生       | 中野グレースアン  | 南宇和郡愛南町福浦127 - 1         | 平成21年 2月 3日 |    |
| 草木原由幸後援会   | 森 本 喬         | 草木原 康 彦   | 南宇和郡愛南町緑丙191             | 平成21年 2月 4日 |    |
| 坂本ゆうき後援会   | 二 宮 吉 弘       | 坂 本 勇 紀   | 北宇和郡鬼北町大字近永1098 - 1      | 平成21年 2月 6日 |    |
| 塩出崇後援会     | 塩 出 崇         | 西 原 俊 基   | 西条市大町1159                | 平成21年 2月12日 |    |
| 山本とおる後援会   | 宮 内 康 都       | 山 本 功     | 喜多郡内子町城廻2485 - 2         | 平成21年 2月13日 |    |
| 結いの会       | 脇 坂 隆 之       | 木 下 正 恒   | 松山市内宮町甲16 - 5            | 平成21年 2月17日 |    |
| 渡辺しんじ後援会   | 渡 辺 眞 次       | 菊 地 花 子   | 北宇和郡鬼北町大字興野々1792         | 平成21年 3月 2日 |    |
| 芝照雄後援会     | 若 下 洋 一       | 横 山 富 貴   | 北宇和郡鬼北町大字小倉1307 - 1      | 平成21年 3月 3日 |    |
| ほっとけない市民の会 | 渡 邊 隆 志       | 渡 邊 隆 志   | 松山市朝生田町五丁目 3 - 34        | 平成21年 3月 9日 |    |

|                |       |      |                     |            |  |
|----------------|-------|------|---------------------|------------|--|
| 八幡浜をほっとけない市民の会 | 横尾輝彦  | 横尾輝彦 | 八幡浜市昭和通り1208 - 3    | 平成21年3月9日  |  |
| 西野繁後援会         | 神西伊佐男 | 西尾道尊 | 上浮穴郡久万高原町二名甲241 - 1 | 平成21年3月11日 |  |
| 山本よしお後援会       | 楠本正則  | 兵頭孝健 | 八幡浜市字新地379 - 5      | 平成21年3月19日 |  |
| 泉浩寿後援会         | 一柳清志  | 亀岡明  | 喜多郡内子町小田224         | 平成21年3月23日 |  |

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成21年4月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

| 政治団体の名称          | 異動事項       | 新               | 旧                | 届出年月日      | 備考    |
|------------------|------------|-----------------|------------------|------------|-------|
| 越智絹恵後援会          | 主たる事務所の所在地 | 西条市樋之口307 - 2   | 今治市中日吉町二丁目7 - 52 | 平成21年1月5日  |       |
| 井出健司後援会          | 代表者        | 井出邦子            | 仙波芳朗             | 平成21年1月6日  |       |
| 木村文広後援会          | 名称         | 木村文広後援会         | きむら文広後援会         | 平成21年1月6日  |       |
|                  | 代表者        | 鳥生重美            | 結田静夫             |            |       |
| 沖野健三後援会          | 会計責任者      | 細川運弘            | 酒井方之             | 平成21年1月8日  |       |
| 自由民主党愛媛県旅客船支部    | 会計責任者      | 榎田勉             | 和田一麦             | 平成21年1月13日 | 政党の支部 |
| 全日本不動産政治連盟愛媛県本部  | 主たる事務所の所在地 | 松山市小坂二丁目6 - 34  | 松山市枝松四丁目4 - 3    | 平成21年1月15日 |       |
| 自由民主党愛媛県中小建築業支部  | 会計責任者      | 芳野真寿夫           | 篠原哲夫             | 平成21年1月19日 | 政党の支部 |
| 愛媛県商工連盟連合会四国中央支部 | 会計責任者      | 篠原正博            | 鈴木守              | 平成21年1月22日 |       |
| 早田ひさし後援会         | 主たる事務所の所在地 | 伊予市下吾川232 - 121 | 伊予市下吾川927 - 3    | 平成21年1月26日 |       |
| 大平弘子後援会          | 主たる事務所の所在地 | 伊予郡砥部町高市1318    | 伊予郡砥部町千足117      | 平成21年2月2日  |       |
| 阪本寿明後援会          | 主たる事務所の所在地 | 北宇和郡松野町大字奥野川965 | 北宇和郡松野町大字松丸258   | 平成21年2月4日  |       |
| 藤岡みどりを推薦する会      | 会計責任者      | 川本礼子            | 大西愛子             | 平成21年2月4日  |       |
| 社会民主党愛媛県連合       | 会計責任者      | 岩城泰基            | 川野征雄             | 平成21年2月5日  | 政党の支部 |
| 自由民主党新宮支部        | 主たる事務所の所在地 | 四国中央市新宮町新宮426   | 四国中央市新宮町馬立4417   | 平成21年2月5日  | 政党の支部 |
|                  | 会計責任者      | 吉川貞夫            | 石川斐一             |            |       |
| 自由民主党宇和島支部       | 代表者        | 土居秀徳            | 玉田和正             | 平成21年2月6日  | 政党の支部 |
| 上脇かずよを支援する会      | 代表者        | 菊池正樹            | 西田清勝             | 平成21年2月13日 |       |
| 坪井つよし後援会         | 代表者        | 矢野咲雄            | 浅木敬二             | 平成21年2月16日 |       |
|                  | 会計責任者      | 坪井和子            | 坪井睦男             |            |       |

|                  |            |                    |                       |             |       |
|------------------|------------|--------------------|-----------------------|-------------|-------|
| 大城一郎後援会          | 主たる事務所の所在地 | 八幡浜市1208 - 3       | 八幡浜市若山1 - 44 - 1      | 平成21年 2月17日 |       |
|                  | 代 表 者      | 谷 口 鶴 雄            | 浮 田 敏 郎               |             |       |
|                  | 会 計 責 任 者  | 谷 口 鶴 雄            | 浮 田 敏 郎               |             |       |
| 自由民主党宇和島支部       | 会 計 責 任 者  | 大 塚 萬 義            | 山 下 良 征               | 平成21年 2月24日 | 政党の支部 |
| 高橋英吾後援会          | 主たる事務所の所在地 | 八幡浜市字沖新田1510 - 100 | 八幡浜市1557 - 1          | 平成21年 2月24日 |       |
| ますだ尚鶴後援会         | 代 表 者      | 澤 山 洋 一            | 杉 田 智 生               | 平成21年 2月25日 |       |
| 愛媛県獣医師政治連盟       | 主たる事務所の所在地 | 松山市三番町四丁目 4 - 7    | 松山市三番町五丁目 8 - 15      | 平成21年 2月27日 |       |
| 自由民主党城川支部        | 会 計 責 任 者  | 白 井 修 一            | 山 内 紀 明               | 平成21年 3月 3日 | 政党の支部 |
| 自由民主党松野支部        | 会 計 責 任 者  | 加 藤 勝 恵            | 板 尾 喜 雄               | 平成21年 3月 3日 | 政党の支部 |
| 自由民主党砥部支部        | 会 計 責 任 者  | 井 上 洋 一            | 土 居 英 昭               | 平成21年 3月 5日 | 政党の支部 |
| 岡村しげはる後援会        | 会 計 責 任 者  | 金 子 邦 生            | 岡 村 圭 子               | 平成21年 3月 9日 |       |
| 八東正後援会           | 代 表 者      | 谷 口 圭 祐            | 仙 波 康 宏               | 平成21年 3月 9日 |       |
|                  | 会 計 責 任 者  | 山 内 菊 由            | 門 屋 美 信               |             |       |
| 自由民主党長浜支部        | 主たる事務所の所在地 | 大洲市長浜町拓海 3 - 25    | 大洲市長浜町拓海 3 - 21       | 平成21年 3月10日 | 政党の支部 |
| 宇都宮とみおを励ます会      | 代 表 者      | 播 間 敬 幸            | 田 中 重 幸               | 平成21年 3月10日 |       |
|                  | 会 計 責 任 者  | 宇 都 宮 敏 美 子        | 播 間 敬 幸               |             |       |
| 自由民主党愛媛県自動車整備支部  | 代 表 者      | 小 泉 一 郎            | 佐 伯 光                 | 平成21年 3月12日 | 政党の支部 |
| 上杉まさひろ後援会        | 主たる事務所の所在地 | 松山市北吉田町1059        | 松山市南吉田町2901           | 平成21年 3月12日 |       |
| 愛媛県自動車整備政治連盟     | 代 表 者      | 小 泉 一 郎            | 佐 伯 光                 | 平成21年 3月12日 |       |
| 愛媛県社会保険労務士政治連盟   | 主たる事務所の所在地 | 松山市萱町四丁目 6 - 3     | 松山市大手町一丁目10 - 1       | 平成21年 3月12日 |       |
| えひめ民社協会松山総支部     | 主たる事務所の所在地 | 松山市北吉田町1059        | 松山市南吉田町2901           | 平成21年 3月12日 |       |
| 篠崎英代を推薦する会       | 名 称        | 篠崎英代を推薦する会         | 篠崎英代を推薦する会            | 平成21年 3月12日 |       |
| 自由民主党愛媛県衆議院選挙区支部 | 主たる事務所の所在地 | 新居浜市船木字大久保1257 - 8 | 新居浜市西の土居町 2 - 13 - 33 | 平成21年 3月13日 | 政党の支部 |
| 有友正本後援会          | 主たる事務所の所在地 | 大洲市菅田町菅田乙496       | 大洲市東大洲288 - 1         | 平成21年 3月13日 |       |
| 公平・公正な大洲市政を実現する会 | 主たる事務所の所在地 | 大洲市菅田町菅田乙496       | 大洲市東大洲288 - 1         | 平成21年 3月13日 |       |
| 山本公一を育てる会        | 代 表 者      | 石 崎 九              | 中 村 寿 夫               | 平成21年 3月13日 |       |
| 松岡一誠後援会          | 会 計 責 任 者  | 松 岡 佑 輔            | 松 岡 省 二               | 平成21年 3月18日 |       |
| 達川雄一郎後援会         | 会 計 責 任 者  | 達 川 美 奈 子          | 達 川 眞 弓               | 平成21年 3月23日 |       |

|                     |            |                  |                  |             |       |
|---------------------|------------|------------------|------------------|-------------|-------|
| 自由民主党愛媛県支部連合会       | 会 計 責 任 者  | 河 野 忠 康          | 明 比 昭 治          | 平成21年 3月24日 | 政党の支部 |
| 自由民主党21世紀愛媛をつくる会    | 主たる事務所の所在地 | 松山市大浦330         | 宇和島市三間町小沢川13     | 平成21年 3月24日 | 政党の支部 |
|                     | 代 表 者      | 中 原 三 郎          | 小 西 旭            |             |       |
| 浅野忠昭後援会             | 代 表 者      | 鶴 岡 康 年          | 山 下 昌 和          | 平成21年 3月25日 |       |
| 伊藤孝司後援会             | 代 表 者      | 寺 田 了 三          | 守 谷 有 人          | 平成21年 3月26日 |       |
| よこやま博幸後援会市民と政治をつなぐ会 | 主たる事務所の所在地 | 松山市千舟町五丁目 2 - 3  | 松山市東石井六丁目11 - 10 | 平成21年 3月27日 |       |
| 自由民主党愛媛県今治市第五支部     | 主たる事務所の所在地 | 今治市別宮町六丁目 4 - 19 | 今治市別宮町六丁目 4 - 22 | 平成21年 3月30日 | 政党の支部 |
| 泉栄会久保栄後援会           | 代 表 者      | 久 保 栄            | 亀 田 忠 輝          | 平成21年 3月30日 |       |
|                     | 会 計 責 任 者  | 久 保 栄            | 亀 岡 広            |             |       |
| 自由民主党愛媛県松山市第十二支部    | 会 計 責 任 者  | 松 下 長 善          | 鵜 籠 雅 之          | 平成21年 3月31日 | 政党の支部 |
| 早瀬たけおみ後援会           | 会 計 責 任 者  | 早 瀬 明            | 稲 垣 貢            | 平成21年 3月31日 |       |
| 松下ながお後援会            | 会 計 責 任 者  | 松 下 将 善          | 鵜 籠 雅 之          | 平成21年 3月31日 |       |

○愛媛県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194 号）第17条第 1 項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成21年 4月21日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 西 蔭 健

| 政治団体の名称         | 代表者の氏名  | 解散年月日        |
|-----------------|---------|--------------|
| 西 岡 章 一 後 援 会   | 松 永 弘 幸 | 平成20年11月 5 日 |
| 木 下 き よ し 後 援 会 | 上 甲 操   | 平成20年12月 1 日 |
| 西 崎 と お る 後 援 会 | 田 中 徹   | 平成20年12月 1 日 |
| 東 一 夫 後 援 会     | 菅 野 寿 明 | 平成20年12月25日  |
| 愛 翔 青 年 会       | 柳 村 賢 一 | 平成20年12月27日  |
| 義 人 会           | 土 居 利 幸 | 平成20年12月27日  |
| 中 一 会           | 兵 頭 英 章 | 平成20年12月27日  |
| 友 政 会           | 土 居 利 幸 | 平成20年12月27日  |
| 守 屋 操 後 援 会     | 守 屋 操   | 平成20年12月30日  |
| 池 内 ゆ き こ 後 援 会 | 谷 口 豪 臣 | 平成20年12月31日  |

|                   |         |              |
|-------------------|---------|--------------|
| 「石川みのる」さんを勝手におす会  | 田 中 英 教 | 平成20年12月31日  |
| 森永和夫後援会「清和会」      | 森 永 和 夫 | 平成20年12月31日  |
| 山 本 光 明 後 援 会     | 今 井 要   | 平成20年12月31日  |
| 浜 本 元 通 後 援 会     | 西 口 昌 克 | 平成21年 2月 9 日 |
| 岡 武 男 後 援 会       | 金 谷 透   | 平成21年 3月 1 日 |
| 金 澤 卓 後 援 会       | 安 村 房 郎 | 平成21年 3月 1 日 |
| 山 本 公 一 を 育 て る 会 | 石 崎 九   | 平成21年 3月 1 日 |
| 岡 田 周 三 後 援 会     | 岡 田 周 三 | 平成21年 3月 2 日 |
| 森 川 輝 久 後 援 会     | 武 田 重 高 | 平成21年 3月 7 日 |
| 河 内 紘 一 後 援 会     | 柴 田 勇   | 平成21年 3月14日  |
| 山 口 修 児 後 援 会     | 太 田 雅 夫 | 平成21年 3月20日  |
| 渡 辺 勝 司 後 援 会     | 丹 下 明   | 平成21年 3月20日  |

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成21年 4月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 届出年月日     |
|------------------|---------|-----------|------------|--------|-----------|
| 門田裕一             | 伊予市議会議員 | 門田裕一後援会   | 伊予市八倉807-5 | 門田裕一   | 平成21年1月8日 |

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の解散の届出があった。

平成21年 4月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称    | 主たる事務所の所在地     | 代表者の氏名 | 資金管理団体でなくなった旨の届出年月日 |
|-----------|-------|--------------|----------------|--------|---------------------|
| 森永和夫      | 内子町長  | 森永和夫後援会「清和会」 | 喜多郡内子町五十崎甲1584 | 森永和夫   | 平成21年1月16日          |

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体から届出事項の異動の届出があった。

平成21年 4月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

| 資金管理団体の名称 | 異動事項       | 新                | 旧              | 届出年月日      | 備考 |
|-----------|------------|------------------|----------------|------------|----|
| 越智絹恵後援会   | 公職の種類      | 西条市議会議員          | 今治市議会議員        | 平成21年1月5日  |    |
|           | 主たる事務所の所在地 | 西条市樋之口307-2      | 今治市中日吉町二丁目7-52 |            |    |
| 高橋英吾後援会   | 主たる事務所の所在地 | 八幡浜市字沖新田1510-100 | 八幡浜市1557-1     | 平成21年2月24日 |    |

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第15号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成21年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成21年 4月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

| 政治団体の名称   | 代表者及び会計責任者の氏名 |       | 主たる事務所の所在地     |
|-----------|---------------|-------|----------------|
|           | 代表者           | 会計責任者 |                |
| 川崎としお後援会  | 坂上勝昌          | 川崎美喜子 | 新居浜市南小松原町9-422 |
| 近藤みちお後援会  | 近藤道雄          | 近藤道雄  | 新居浜市泉池町2-3     |
| 桜井友の会     | 近本禎治          | 塩路達也  | 今治市郷桜井四丁目2-7   |
| 成見憲治を励ます会 | 小早川朋江         | 成見登志美 | 松山市別府町108-6    |
| ユーカーを育てる会 | 成見憲治          | 成見登志美 | 松山市別府町108-6    |



## 公営企業告示

## ○愛媛県公営企業告示第3号

次のとおり落札者を決定した。

平成21年4月21日

愛媛県立中央病院長 梶 原 眞 人

| 落札に係る物品等の名称及び数量                    | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地   | 落札者を決定した日  | 落札者の氏名及び住所                 | 落札金額        | 契約の相手方を決定した手続き | 入札公告日      |
|------------------------------------|---------------------------|------------|----------------------------|-------------|----------------|------------|
| 感染性廃棄物処理業務(処分)<br>約4,200,000リットル   | 愛媛県立中央病院<br>愛媛県松山市春日町83番地 | 平成21年3月13日 | 松山容器株式会社<br>松山市南吉田町2145番地1 | 8,463円      | 一般競争入札         | 平成21年1月30日 |
| 重油(JIS K2205 1種2号)<br>約625,000リットル | 愛媛県立中央病院<br>愛媛県松山市春日町83番地 | 平成21年3月27日 | 三原産業株式会社<br>宇和島市寿町2丁目9番12号 | 40,74円      | 一般競争入札         | 平成21年1月30日 |
| 愛媛県立中央病院清掃業務一式                     | 愛媛県立中央病院<br>愛媛県松山市春日町83番地 | 平成21年3月27日 | 株式会社西村商事<br>松山市三番町1丁目11番地3 | 91,980,000円 | 一般競争入札         | 平成21年2月6日  |

## 公営企業公告

## 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年4月21日

愛媛県公営企業管理者 三好 大三郎

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
医療機器の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
ガンマナイフA P S (自動照射位置設定システム) 1式
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成21年8月1日から平成26年10月31日まで
- (5) 借入場所  
愛媛県松山市春日町83番地  
愛媛県立中央病院
- (6) 入札方法  
入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成21年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中に

ない者であること。

- (4) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件賃貸借の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (5) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話(089)912-2794

- (2) 入札書の受領期限  
平成21年6月2日(火)午後3時
- (3) 入札説明書の交付方法

## ア 交付場所

- (1)に掲げる場所で交付する。

## イ 交付期間

公告の日から平成21年5月15日(金)まで。ただし、執務時間中(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)に限る。

- (4) 開札の日時及び場所  
平成21年6月2日(火)午後3時  
愛媛県公営企業管理局大会議室
- (5) 入札書の提出方法  
持参又は郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。)により提出すること。電送による提出は認めない。

- (6) 郵便等による入札の取扱い

郵便等による入札の場合は、入札書は、平成21年6月1日(月)午後5時15分までに(1)に掲げる場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
  - (3) 入札者に要求される事項  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、平成21年5月15日（金）までの執務時間中に3(1)に掲げる場所へ提出しなければならない。  
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。
  - (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
  - (5) 契約書作成の要否  
要
  - (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
  - (7) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be leased : Leksell Gamma Unit Automatic Positioning System , 1 set
  - (2) Time limit of tender: 3:00 p.m. , 2 Jun 2009  
(tenders submitted by mail : 5:15 p.m. , 1 Jun 2009)
  - (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 - 8570 Japan  
TEL 089 - 912 - 2794